第５号様式（第６条関係）

番　　号	

令和　8年 10月　1日

契約結果調書

件　　名	令和８年度瀬戸市防災ガイドマップ作成業務委託		
契　約　日	令和　8年 10月　1日		
契約期間	令和　8年 10月　1日　から　令和　9年　2月 28日　まで（151日間）		
履行場所	瀬戸市役所市長直轄組織防災安全課防災係		
予定価格	事後公表　　4,470,022 円　（入札書比較価格　4,063,657 円）		
契約金額	4,015,000 円（うち取引に係る消費税等　365,000 円）		
受　注　者	20010097-0 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜２		
指名の理由	あいち電子調達共同システム（物品等）の入札参加資格者名簿に「大分類：役務の提供、中分類：地図、小分類：地図製作」の登録がある業者のうち、短期間で本市の仕様書に基づく業務を確実に履行することが可能と思われる業者を選定した。		
契約区分	総価契約（単年総価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	指名競争入札		
業　　種	地図		
担　当　課	防災安全課		
契約内容	別紙仕様書のとおり		
備　　考			

当初受付番号 8-001139

契　約　番　号 8-080848-0

瀬戸市防災ガイドマップ作成業務委託　仕様書

第１章　総　　則

１　適用範囲

本仕様書は、瀬戸市（以下「発注者」という）が発注する「瀬戸市防災ガイドマップ作成業務委託」（以下「本業務」という）に適用するものである。

２　業務の目的

平成２６年度に作成、全戸配布を実施し、令和元年度に一部修正、増刷、令和３年度に更新、増刷、全戸配布を行った「瀬戸市防災ガイドマップ」について、前回作成後に新たに指定された「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」、「浸水想定区域」、「雨水出水浸水想定区域」、「ため池ハザードマップ」、瀬戸市の避難所の指定状況等を最新のものに更新、追加し、市 HP に掲載するなどして、瀬戸市が広く住民に危険箇所等を周知することを目的として作成を行うものである。

３　業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和９年２月２８日までとする。

４　提出書類

受託者（以下「受注者」という。）は、本業務の着手、完了にあたり発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

⑴　着手届
⑵　管理技術者及び担当技術者届（経歴書添付）
⑶　業務計画書
⑷　業務工程表
⑸　完了届
⑹　納品書

５　管理技術者の資格等

管理技術者及び担当技術者の資格要件として以下の資格を有する者を配置するものとする。

⑴　測量士の資格を有した管理技術者を選任しなければならないものとする。
⑵　空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な知見・経験を有する者として、空間情報総括監理技術者を担当技術者として選任しなければならないものとする。

６　貸与資料

発注者は、本業務を履行するために資料又はデータを受注者に貸与する。貸与するデータは下記のとおりとする。受注者は、当該資料等を厳重に管理し、本業務の目的以外に使用してはならない。なお、家屋関係データは、必ず廃棄すること。

⑴　瀬戸市防災ガイドマップ（イラストレーターデータ、PDF）
⑵　土砂災害警戒区域・特別警戒区域データ（シェイプデータ）
⑶　浸水想定区域データ（シェイプデータ）

⑷　雨水出水浸水想定区域データ（シェイプデータ）
⑸　ため池ハザードマップデータ
⑹　愛知県の震度マップデータ、液状化危険度分布図データ（シェイプデータ）
⑺　瀬戸市都市計画基礎調査データ
⑻　瀬戸市固定資産台帳データ
⑼　家屋関係データ（エクセルデータ）
⑽　瀬戸市都市計画図（令和８年３月）
⑾　その他、瀬戸市防災ガイドマップ作成に必要と発注者が認める資料等

7　工程管理

受注者は、業務計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を主要な工程毎に発注者に報告しなければならない。

8　検査

受注者は、本業務完了時に管理技術者立会いの下、発注者の検査を受けなければならない。なお、成果品の検査は、成果品の提出及び説明時に行う。

9　成果の補修、修正

本業務完了後、受注者の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受注者の負担によるものとする。

10　関係法令等

本業務の実施に当たっては、下記の関係法令等によるものとする。
⑴　災害対策基本法
⑵　水防法
⑶　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
⑷　瀬戸市地域防災計画
⑸　水害ハザードマップ作成の手引き
⑹　土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン
⑺　ため池ハザードマップ作成の手引き
⑻　その他関係法令等

11　疑義

仕様書及び約款に明記されていない事項及び業務中に疑義が生じた場合には受注者は監督職員と協議して定めるものとする。

12　守秘義務

受注者は、本業務上で知り得た情報について、発注者の承諾を得ずに他へ公表してはならない。

13　業務概要

業務概要は以下のとおりとする。

⑴　計画準備及び資料収集
⑵　基図の作成
⑶　記載事項検討・防災情報更新
⑷　建物倒壊危険度図の更新
⑸　印刷用データ作成
⑹　打合せ協議

第２章　業務内容

14　計画準備及び資料収集

本業務の目的、業務内容について十分把握し、実施方針、検討条件・方法、工程、実施体制等を検討し、業務計画書を作成する。また、本業務の履行に必要となる、以下に示す資料や、データを収集する。

⑴　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域データ
⑵　洪水浸水想定区域データ
⑶　雨水出水浸水想定区域データ
⑷　ため池ハザードマップデータ
⑸　瀬戸市都市計画基礎調査データ
⑹　瀬戸市固定資産台帳(家屋課税台帳)データ
⑺　愛知県の震度マップデータ、液状化危険度分布図データ
　　（愛知県南海トラフ地震被害予測調査　令和８年６月）
⑻　瀬戸市都市計画図データ（令和８年３月）
⑼　避難所・避難路に関する資料
⑽　警戒避難情報の収集、伝達に関する資料
⑾　その他業務検討に必要な資料

15　基図の作成

本業務に用いる基図は、瀬戸市都市計画図（令和８年３月）を基に調製する。基図は、土砂災害、水害、及び地震ハザードマップを合わせた「総合防災マップ」としての活用を視野に入れた縮尺とし、基図（案）を監督職員に提示し承認を得るものとする。

16　記載事項検討・防災情報更新

現行の瀬戸市防災ガイドマップに掲載される各ハザード情報、指定避難所等の情報を更新するとともに、避難情報の用語等について訂正が必要な用語等を更新し、新たな瀬戸市防災ガイドマップ(案)を作成する。また、瀬戸市防災ガイドマップ(案)については発注者の校正を受け、更新内容を確定する。

⑴　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の情報更新

現行の瀬戸市防災ガイドマップに掲載される土砂災害のハザード情報について、「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定状況を愛知県が公表する最新の指定状況に更新する。なお、更新するハザード情報の更新時点は、発注者と協議のうえ決定

する。

⑵　洪水浸水想定区域図の情報更新

現行の瀬戸市防災ガイドマップに掲載される水害のハザード情報について、愛知県が公表する最新の「洪水浸水想定区域図」及び、庄内川河川事務所が公表する「洪水浸水想定区域図」それぞれに更新する。

⑶　雨水出水浸水想定区域図、ため池ハザードマップの情報掲載

現行の瀬戸市防災ガイドマップに掲載されていない水害のハザード情報について、瀬戸市が公表する最新の「雨水出水浸水想定区域図」及び、「ため池ハザードマップ」に関する情報を掲載する。

⑷　指定避難所、各種掲載情報等の更新

現行の瀬戸市防災ガイドマップに掲載される指定避難所等について、瀬戸市地域防災計画等をふまえて更新する。また、災害対策基本法の改正に伴い、避難情報の用語等について訂正が必要な用語等を更新する。

17　建物倒壊危険度図の更新

現行の瀬戸市防災ガイドマップに掲載される「地震による建物倒壊危険度図」について、愛知県（２０１４）の手法に準拠して更新する。作成方法は、５０ｍメッシュごとの建物棟数データに対し、当該メッシュの計測震度に応じた被害率を乗ずることで、全壊・半壊に該当する建物被害棟数を算出し作成するものとする。

18　印刷用データ作成

瀬戸市防災ガイドマップ(案)を基に、瀬戸市防災ガイドマップ印刷用データを作成する。印刷用データの形式は、Adobe 社 Illustrator(Ver.CC)で利用可能な形式とする。また、瀬戸市ウェブサイト上での閲覧を目的とした瀬戸市防災ガイドマップの PDF ファイルを作成する。なお、作成にあたり、インターネット閲覧を考慮した解像度・データ容量とする。

19　打合せ協議

本業務の実施において、初回、中間１回、成果納品時の計３回、打合せを実施する。また、必要に応じて適宜連絡調整を行うものとする。

第３章　成果品

20　成果品

成果品として以下のものを納品するものとする。

⑴　業務報告書（簡易製本）	２部
⑵　業務報告書 電子データ	１式
⑶　瀬戸市防災ガイドマップ原稿（Illustrator 形式ファイル、ver.CC）	１式
⑷　ウェブサイト掲載用データ（PDF 形式）	１式
⑸　印刷用データ（PDF 形式）	１式

21　成果品の提出

成果の提出先は、瀬戸市とする。

22　成果品の帰属

本業務で得られた成果品の一切の権利は発注者に帰属するものとする。